

会長あいさつ



社会福祉法人
越谷市社会福祉協議会 会長
社会福祉法人
埼玉県共同募金会越谷市支会 支会長
杉本 昭彦



新年おめでとうございます。皆様には、希望に満ちた新春をお迎えのことと心からお喜び申し上げます。

また、昨年中は、社会福祉協議会に対しまして、深いご理解と温かいご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。さらに、地域福祉を推進するための貴重な財源として、会員会費、赤い羽根共同募金、歳末たすけあい募金において、多くの皆様からご支援とご協力を賜り、重ねてお礼申し上げます。

さて、昨年は新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、当協議会においても指定管理施設である老人福祉センター4館の臨時休館をはじめ、多くの事業について、中止や縮小など、内容の変更を余儀なくされました。

このような状況の中、当協議会といたしましては、感染拡大の防止に努めながら、減収となった世帯に対する貸し付け金の対応やインターネットを活用したオンラインによる事業の展開などを行ってきたほか、地域共生社会の実現に向けた第3次地域福祉活動計画の策定に取り組んでまいりました。

★受賞おめでとうございます

令和2年度埼玉県社会福祉大会
11月11日に、埼玉会館において令和2年度埼玉県社会福祉大会が開催され、当協議会の推薦により、次の方々を受賞されました。(順不同・敬称略)

【埼玉県知事表彰】

個人

- 新美 由美子 今井 久子
- 長島 千恵子 本間 辰美
- 栗原 美江子

【埼玉県社会福祉協議会会長表彰】

個人

- 堀内 よしみ
- 榎井 史枝 本田 佐和子

【埼玉県共同募金会会長表彰】

団体

会報発送グループ

傾聴ボランティアゆうゆう

ぼんぼりの会

新方地区会食Aグループ

〈社会福祉事業協作者〉

個人

- 大野 康博 長谷川 貴一
- 小河 英詞

〈多額寄付者〉

個人

- 大野 康博 長谷川 貴一
- 小河 英詞 藤森 行雄

11月14日に、埼玉会館において令和2年度「県民の日」記念式典が開催され、当協議会の推薦により、次の方々を受賞されました。(順不同・敬称略)

【第52回シラコバト賞】

個人

- 横山 良子 大橋 美代子

受賞者の皆様、誠におめでとうございます。



住み慣れた地域において、誰もが安心して暮らせるまちづくり実現のためには、住民相互のたすけあいや、市民と行政をはじめとする関係団体が一体となり、環境を整備していかなければなりません。

人が集い、ふれあう機会が制限されるコロナ禍の状況においても、地域の皆様をはじめ、関係諸団体、行政と連携、協働し、地域福祉の推進と安心して暮らせるまちづくりに取り組んでまいります。

今後とも関係各皆様の変わらぬご指導、ご支援を心からお願い申し上げますとともに、皆様のご多幸をお祈りし年頭のごあいさついたします。

成年後見センター こしがや

〒343-0813 越谷ヶ谷4-1-1 越谷市社会福祉協議会内
TEL 049-228-1100 FAX 049-228-1105

成年後見制度講演会が 動画で視聴できます

動画は、左記の会場で視聴できます(1面参照)。また、各会場で制度の質問にお答えします。

開催日	時間	場所	定員 (先着順)
2/24(水)	10:00~11:00	中央市民会館1階 こばと館社会適応訓練室	15
	14:00~15:00		15
2/25(木)	10:00~11:00	桜井地区センター多目的ホール	60
2/26(金)	10:00~11:00	蒲生地区センター多目的ホール	60
3/ 1(月)	10:00~11:00	中央市民会館1階 こばと館社会適応訓練室	15
	14:00~15:00		15

市民後見人の養成研修を受講した方に 聞きました！

現在、越谷市には市民後見人候補者として登録している方が34人おり、そのうち17人が市民後見人として活動を行っています。地域住民によるきめ細やかな支援を目指し、越谷市では、今後も市民後見人の養成研修を予定しています。

令和2年11月号から3回にわたり、研修を受講された方の声をご紹介します。



あいた まりこ
会田 眞理子さん

会田さんは、第3期市民後見人候補者養成研修(平成30年8月21日~平成31年1月31日まで

全14日間)を修了し、名簿登録した後、毎年、年4回開催される継続研修に参加しながら、市民後見人としての知識や心得を習得してきました。



会田さんに伺いました

養成研修を受講したきっかけは？

「地域でのボランティア活動を通して、ボランティア活動だけでは助けられない壁に当たることを多々経験しました。そんな中、市民後見人の存在を知り、勉強するなら今だと思い、受講しました」

養成研修を受けた感想は？

「知れば知るほど難しい現実があることを知りました。市民後見人は一般的なボランティアとは違い、家庭裁判所の審判により公的任務を負うことで、一歩踏み込んだ支援をすることができるようになるということが分かりました。今後、誰もが住み慣れた地域で自分らしい生活を人生の最期まで続けられるようお手伝いができることは、やりがいがあることだと思いました」

市民後見人として 心掛けることは？

「同じ地域に住む住民として、被後見人の方の心に寄り添い、共通の話題の中から打ち解けた関係づくりができればと思っています」

貸出

車いす・福祉車両の貸出し

車いすの貸出しについて

社会福祉協議会(中央市民会館内)と老人福祉センター4館で車いすの貸し出しを行っています。

事業内容 市内在住(本人または介助者)で一時的に車いすを必要とする方に無料で貸し出します。

貸出窓口

生活支援課

越谷市越ヶ谷4-1-1

中央市民会館2階

TEL (066) 2251

けやき荘

越谷市新川町2-55

TEL (965) 5822

くすのき荘

越谷市大杉655

TEL (979) 6600

ゆりのき荘

越谷市増林3-2-2

TEL (992) 6601

ひのき荘

越谷市川柳町2-507-1

TEL (973) 7903

貸出期間

短期:2週間以内(いったん返却後、再度貸し出し可能)

長期:最長6か月以内(原則1回限り)

利用方法

貸し出し窓口に直接お越しください。



福祉車両の貸出しについて

車いすに乗ったまま乗降可能な福祉車両(軽自動車1台)を貸し出します。

市内在住の歩行困難で車いすを利用されている方

費用 無料(ガソリン代等の実費は利用者負担)

申請 電話、または窓口で予約受け付け後、申請書を提出。(予約受け付けは利用希望日の1か月前から)

*申請時に運転手の免許証と申請者のはんこを持参ください。



お気軽にお問い合わせください



問合せ
生活支援課
TEL 066-228-1100